

平成28年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成28年7月29日（金）14時00分～16時00分

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：14名

4 議 事：

（1）報告事項

- ・平成27年度第2回静岡県国土利用計画審議会での質問について

（2）審議事項

- ・静岡県国土利用計画（第五次）骨子（案）について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1】国土利用計画の概要
- ・【資料2】静岡県国土利用計画（第五次）の策定
- ・【資料3】静岡県国土利用計画（第五次）骨子（案）概要
- ・【資料4】静岡県国土利用計画（第五次）骨子（案）
- ・【資料5】静岡県国土利用計画（第四次）
- ・【資料6】平成27年度第2回静岡県国土利用計画審議会での質問について
- ・参考資料－1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様方の出席状況についてご報告をいたします。本日は当審議会委員20名のうち14名の委員の皆様のご出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会開催に当たりまして、政策企画部長からご挨拶を申し上げます。

【部長】 静岡県国土利用計画審議会に、会長をはじめ委員の皆様にはご参集いただきまして、誠にありがとうございます。お忙しい中、この暑い中、ご参画いただきまして、よろしく申し上げます。

既にご承知のことと思えますけれども、昨年8月に国土利用計画の新たな全国計画が閣議決定されたところでございます。この国土利用計画は、全国計画でございますけれども、基本方針として3つが強調されてございます。1つ目でございますけれども、人口減少の進展に伴い、地方都市においては都市的土地利用の需要そのものが減少しておりまして、それに対応するため、国土利用の質的向上を図る側面が強調されました適切な国土管理を実現する国土利用を図ること、これが1つ目です。2つ目でございますけれども、これは従来から指摘されております自然環境、美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用を図ること。3つ目でございますけれども、東日本大震災の教訓を踏まえまして、南海トラフ地震の発生予想に対応した安全・安心を実現する国土利用を図るということでございます。本年度1回目となります本日の審議会では、この全国計画を踏まえ、将来の静岡県の県土利用を示す静岡県国土利用計画（第五次）骨子（案）についてご審議をお願いするものであります。

その点で強調すべき論点が2つございますのでご紹介申し上げたいと思いますが、1つ目は、国におきましては、人口減少、これはイコール国土利用の縮小という観点もございまして、特に質的な転換、効率的な土地利用が強調されてございますけれども、本県におきましては、本県固有の地理的条件を踏まえまして、質的転換にとどまらず、防災・減災と地域成長を両立する「内陸のフロンティア」を拓く取組に見られますように、量的側面を持つ新たな土地利用の観点を含めた土地開発について考えたいと考えております。

2つ目でございますが、静岡県という閉じられた地域ではなくて、中部横断自動車道の

全線開通を見据えました、山梨県、長野県、さらには日本海をにらんだ縦軸の連携、加えて、新東名高速道路を中心といたしました高規格幹線道路の整備に伴いまして、神奈川、さらに、関東エリアの東方、それから、愛知県など西方の東西軸を見据えました県境を超えた連携という独自の視点を盛り込んでいきたいと考えております。

このような特徴を持ちました国土利用計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

今後、本日の審議会のご意見を踏まえまして、修正を加えた国土利用計画の素案を作成いたしまして、10月中旬を目処にいたしまして開催します次回の国土利用計画審議会で再びご審議いただくとともに、国との協議、それから、市町の皆様からの意見聴取、それから、パブリックコメントなど、さまざまな場面でご意見を伺いながら、本年度末までに成案を得てまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、ご専門の立場に基づきまして、幅広い見地から忌憚のないご意見を賜りたいと存じております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で挨拶を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例の規定によりまして、会長にお願ひいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。それぞれお忙しいところ、こうして審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今日議論していただく国土利用計画ですが、皆さん方が静岡県という県土をどうしていくのかと、事務局の方はもちろん、すごく考えに考えた骨子案を作ってくる。だけど、私たちゼロから作るのであればすごく時間がかかりますけれども、骨子案ができていますので、骨子案として出てきている色で本当にいいのか。そうでなくて、その色にこの色を加えるべきだ。場合によっては、その色は違うよと、静岡県の色はこういう色じゃないのという気持ちでご審議をしていただくと、結構いろんな案が出てくると思います。

いつも申しますのは、何の意見もなければ、何も集まることはないです。お忙しい人達がこんなに集まって、せっかく顔を合わせて集まるというのは、お互いに相手の顔を見ながら意見を交わすところに意味がありますので、私は可能な限り、皆さんにいろんな意見を言っていただきたい、このように思います。

それでは、議事に入ります。最初に、前回のこの会議で質問事項が出ました。その質問

事項の2点につきまして、事務局のほうで内容を整理をしていますので、まず、その報告を報告事項として伺うところから始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

<平成27年度第2回静岡県国土利用計画審議会での質問について>

【会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。いかがですか。

私からお聞きします。この太陽光発電で住宅が18.2%、これは戸数でいったら何万戸ですか。それが静岡県全体の戸数の大体何割くらいになっているかというのは出ますか。

【事務局】 確認して後ほどご報告させていただきます。

【会長】 はい、ありがとう。

【委員】 静岡県全体のエネルギーをどう考えているのかというところがまず最初にあって、前回、太陽光がその中でどのくらいを占めるということが理想的なんですかというような話もあったと思いますが、この数字を調べていただいたということはいいいのですが、静岡県全体としてどういうエネルギー配置になっていて、メガソーラーというのは、どこまで期待しているからどこまで設置を許すのか。土地を開発してそこに作るような方向にいくのかということも、教えていただけるとありがたいです。

【事務局】 エネルギー全体の話ですけれども、新エネルギーとしての太陽光、風力発電、バイオマス等を含めまして、平成26年度末において、原油換算になりますけれども、約80万キロリットルという現状がございまして、それを本県の新エネルギーの導入目標といたしましては、平成32年までに約倍の156万キロリットルに増やすというのが新エネルギー全体としての目標になっております。その中におきまして、太陽光発電につきましては、26年度末で、ワット数でいきますと約94.6万キロワット、その原油換算では24万キロリットルぐらいになりますけれども、太陽光発電につきましても、それを倍にしていくという、全体の目標としては置いております。その太陽光発電のうち、メガソーラーをどうするかというところにつきましては、例えば、住宅用の10キロワット未満のところを計画上では倍にしていくという考え方がございますので、全体の総量が倍になるという中では、全体の太陽光発電の量としても、倍になってくるのですが、特にメガソーラーについて、いくらにしていきたいというところまでは、あくまでも区分としては10キロワット未満のものと10キロワット以上のものが区分として考えられているという

ふうに理解しています。

【委員】 全体としてどのくらいの量が必要で、倍にするということは、ほかのところを少なくするということなのか。それとも、そのぐらいのエネルギーが必要だということの前提の中で、倍を望んでいるのか。個々が倍になるというのは分かったのですが、全体的な占める割合を教えてくださいませんか。

【事務局】 エネルギーの全体の消費量から見ますと、新エネルギー導入率というものについては、平成26年度末で9%程度ですが、それ自体を平成32年度の目標値として約倍の17%にしていきたいというのが全体としての目標にはなりません。その中におきましては、それぞれ設置の状況等がありますので、小水力発電についてどのくらい、バイオマスについてはどのくらい目標として設けていきたいというのが数値目標としてはございますけれども、全てのものが倍というわけではありません。

【会長】 よろしいですか。エネルギー総量は同じにしてというのが前提です。

【委員】 既存の電力はどうなるのか。

【会長】 減らしていくことになる。

【委員】 そういう理解でいいですか。

【事務局】 はい。最終エネルギーの量の目標としては、今、例えば、原油換算において、平成26年度末にて890万キロリットルになりますけれども、それが32年度の目標値においても、約880万キロリットルの全体の消費量として考えている中になります。

【会長】 そのこのところがどう入っているか分からない。その中に原子力もエネルギーの中に入っての話ですか。いわゆる電力事業者が作る発電というくくり、それとも原子力でございます、火力でございます、水力でございまして、そういうふうに分けているのか、それとも、いわゆる発電事業者がやっているのか、どちらですか？

【委員】 原子力を抑制していく方向に行くために一生懸命、自然エネルギーを増やしていくというのであれば、それは頑張らないといけないと思いますが、県としてはどうしていくのですか。

【事務局】 最終エネルギーの消費量としては、県全体で見えていますので、新エネルギーについては倍にしていくという、例えば、太陽光については倍にしていくというお話になりますので、そうすることによって、その他のエネルギーについては抑えていくという流れでございます。

【会長】 直接原子力発電をどうこうというふうには、そのときには焦点を当てて言っ

ていないわけなんですね。そういうことですよ。

【委員】 そうなんです。だから、少子化で人口もそんなに増えない、産業もすごい右肩上がりではないということで、エネルギー量がそんなに増えるわけではないのか。それとも、新エネルギーは倍にして、既存のエネルギーを抑えていくという方向で動いているのかと思ったものですからね。その辺とかとつながっているというわけではないですよ。

【部長】 おっしゃるとおり、基本的なエネルギー総量は大体同じ程度で推移する。新エネルギーが多くなる意味というのは、そういうこととは別に、環境負荷の少ないエネルギーを導入するということですので、その代替物としての原子力発電でありますとか、火力発電でありますとか特にそういうことではございませんので、どちらかというところ、環境負荷の少ないエネルギーを倍増していくというのが新エネルギーを倍増していくという目的でございまして、その後の原子力事業者がどういう配分になるかというところまで我々は言及しているわけではないですが、原子力発電所の電力をどう見るか、火力発電がCO₂の発生源として見るのか、見方がいろいろあるものですから、環境負荷の部分だけを捉えれば、火力発電は環境の負荷にやさしいですし、原発については、環境面でいったら、どのような答えになるか分かりませんが、基本的には、そちらについては電力事業者のどこかに入るように、我々の事業推進によって原子力発電の発電を減らすというところまで言及しているわけではございません。

【委員】 原発がどうのこうのとか、そういうのはこの場では言うことではないのですが、自然エネルギーを増やすといっても、結局、森林地域を減らすということとか、土地利用の中でいくので、やっぱり負荷はある。でも、その負荷があったとしても、エネルギーが静岡県の中に必要なんだということであるならば、土地利用としてそういうものを増やしていくということはいいと思うんだけど、静岡県全体のエネルギーが満たせて、もう十分、もともとの既存事業者が一生懸命作っている中で、自然エネルギーだけは倍々でやっていくというのも、エネルギーが余ってしまうということもある。やるんだしたら森林を壊さずにそれにやっていくという方針だってあるし、静岡県自身がどうお考えなのかによって、変わってくるこの土地利用の電力についての土地開発は随分やり方が変わってくると思ったので、どっちに立ち位置であればいいのか分からないので、結局、総量はどうなっているんですかという話になる。

【事務局】 先ほど総量のお話をしましたけれども、基本的なエネルギーの地産地消計画の中では、エネルギーはどこから生み出すのかと言ったときに、化石燃料系から生み出

すのか、あるいは、電力で賄うのか、大きくはこうなるわけですが、実は、電力とか熱と
いったものは備蓄ができません。そういう意味で、備蓄のできないエネルギーについては、
代替性を図るために再生可能エネルギーを導入し、それが目標として、例えば、先ほど来
言っている200万キロワット相当のものを32年までに確保するというのが基本的な考
え方です。

その上で、それを前提にして、しからば、そのエネルギーをどういうふうに通達してい
くのか。これは個別に小水力発電をどうする、太陽光をどうするというのがあります。現
時点では、委員がおっしゃったような、太陽光発電をどこでどれぐらい面積として確保す
るのかというところまではまだ細かな検討、国土利用の観点からは現時点ではまだして
おりませんので、これから個別の、用途別の土地利用のあり方というのを素案までに検討し
てまいります。その中で、例えば、メガソーラーの用地をどこから生み出していくのかと
いうことも担当部局と内容を詰めて、次回お話ができるようにいろいろと検討してまいり
たいと思いますので、その点については、少しお時間をいただければと思います。

【会長】 よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、前回の質問事項でございました2点につきまして、どなたかございますか。
では、次の審議事項のほうに入ってまいります。

まず、事務局のほうから説明をお願いいたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

<静岡県国土利用計画（第五次）骨子（案）について>

【会長】 ありがとうございます。

では、いろんな意見をお伺いしたいと思います。いつからいつまでの計画ですか。

【事務局】 29年度から38年度まででございます。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。さて、限られた時間の中ですので意
見をおっしゃっていただいて。どうでしょう。

【委員】 1つずつ確認しながら、お聞きしたいと思います。県土利用をめぐる基本
的条件の変化というところがあると思います。これが大前提となってその後の話が続くも
のですから、今、会長のほうからも確認がありましたけれども、この計画、29年度から
38年度ということですが、ここに書かれている変化というのは、どの期間の変化を指し
ているのか、確認したいので教えていただきたいと思います。

【事務局】 基本的条件の変化につきましては、今後10年間を見据えて国土利用計画を考えていく上で、ここまでの情勢の変化として捉えているものですから、その期間が主には10年間を踏まえ、これからの県土利用を考える上においては、これからの変化を踏まえた条件の変化と、それに伴う課題等を前提として、計画としては書き込むこととなります。

【委員】 私が言いたかったのは、これからの計画を立てるということで、今までの変化も踏まえてこれからの計画をやるということプラス、これから起こるだろうという変化も想定しながら、これからの計画も立てるという、変化については今の時点から前に起きたことも含まれて、これから起きることも含まれるということで、計画はこれからの10年だけれども、変化については、今よりも前の部分から今後のことも含めて、もう少し変化については長い期間のことを示しているんですかと聞いているんですけれども、どうでしょう。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員】 そうしますと、「県境を超えた連携を支える基盤整備の進展」、これは主に道路のことを指していると思うんですね。土地利用のことをここでいろいろ計画を立ていくものですから、道路については、どんどん延ばせば延ばしていくということだと思うんですね。ただ、その中で、土地利用というところを考えた方がいいかと思うのは、インターチェンジのところは、土地利用という点では大きく影響してくると思うんですね。道路は決まったところの路線を延ばしていくことで県境を超えたところとの連携を図っていく、それでいいと思います。ただ、県内のことを考えますと、今ある高速道路の中で、例えば、新しいインターチェンジが今後できるとか、あるいは、既にこの10年間で新しいインターチェンジができているけれども、今の現時点ではまだ土地利用が図られていない場所があるとか、こういったところについては、今後の県政発展のために土地利用を考えていかなきゃならないと思うんですが、今後の変化についてのところは、道路についてのことは書かれていると思うんですが、インターチェンジ周辺のことについては余り触れられていないと思うんですけれども、その点、変化のところは盛り込まなくていいのかどうか、見解を教えてくださいたいと思います。

【事務局】 インターチェンジができることによりまして、その周辺の土地利用を今後見据えたときにどう変わるか、どうしていくべきかという観点により重要になってくると考えておりますので、それらについて、基本方針の中に盛り込むこととなりますので、基

本的条件の変化の中で、現状としての捉え方として書かせていただいております。

【委員】 私としては、この変化のところは、土地利用を考えるものですから、新たなインターチェンジができた場合とか、ここ2、3年とかここ5年以内でできたような新しいインターチェンジで、まだ土地利用が図られていないところも、この変化の事象として、私個人的には盛り込むべきだと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。これはいろんな考えがあると思いますので、議論はそれ以上しなくても私はいいと思っています。

あと、このところで、新たな取組というところで、「内陸のフロンティア」を拓く取組が書かれていると思うんですけども、我々が聞いている限りでは、「内陸のフロンティア」を拓く取組については、今後もその考えに基づいて推進をされていくとお聞きをしておりますが、その中の推進区域の指定というのは平成28年度で終わると聞いていると思いますが、この点、私の記憶が間違いでないかどうか、まず教えていただきたいと思えます。

【事務局】 「内陸のフロンティア」を拓く取組においては、先行的なモデルを作るということで推進区域を指定して推進してきているところでありますが、推進区域の指定につきましては、本年度をもって終了することとしております。

【委員】 推進区域自体はそういうことですよ。先ほどの話とあわせてお話しさせてもらおうと、新しいインターチェンジの土地利用については、この推進区域の指定には間に合わないものですから、私としてはこの変化の中に盛り込んでおいたほうがいいのではないかとということで、再度意見を述べさせていただきます。

それを踏まえて、変化のところには記載されていないんですけども、基本条件のほうではインター周辺のことを書かれています。私のほうで今、聞きながらチェックしただけなものですから、落ち度があるのかもしれないですけども、将来に向け持続的成長の「新東名等のIC周辺地域等」ということで、このところではインターのことについて触れられているんですね。まず確認ですが、「新東名等」とか「IC周辺地域等」の「等」が2つ続いていますけれども、それぞれどういったことを想定されているのか、少し説明していただきたいと思えます。

【事務局】 委員のご指摘のとおり、「新東名等」の中には現東名で新しくできているインターチェンジもございますので、そういったことも含めた高規格幹線道路という捉え方をしております。

「インターチェンジ周辺等」につきましては、インターチェンジばかりではなくて、スマートインターチェンジ、そういったものなどもまとめた上で「等」と記載させてもらっています。

【委員】 ありがとうございます。そういった意味でも、再度意見として言っておきますが、変化については、インターについてもきちんと変化だよと、こういう変化があった場合にはその周辺の土地利用もやるんだよということをきちんと書いたほうがいいだろうという点で指摘をしておきます。

「都市」というところにも「IC周辺地域等」ということで出ていると思うんですが、先ほど指摘をさせてもらったインター周辺のところでは、新たな産業集積だとか新しいライフスタイルということで、インター周辺の活用については、特に限定されていないんですけども、「都市」のところで「農芸都市（ガーデンシティ）づくりを推進」というふうに、ここだけはこういうふうに特化しているんですが、ここは先ほどのところとの違いというんですか、なぜこういうふうにここはガーデンシティを推進するのか。ほかのところも平等に市や町の意向が、例えば、このインター周辺についてはこういう形で整備したいんだというのがあれば、ガーデンシティに特化する必要はないと思うんですけども、ここ、あえてガーデンシティということにした理由ですね。ほかのところは推進しないのかという話も出てしまうと思いますから、その辺の説明をしていただきたいと思います。

【事務局】 地域類型別として、都市、農山漁村、自然維持地域ということで、静岡県全土を3つの分類として捉えているところであります。都市については、基本的には人口集中地域というものがベースになりますので、その中の都市地域の中でどのような土地利用を図りましょうかということを書いているんですが、今回、新東名ができたことによって、内陸部における地域資源、その利便性を生かした新しい産業集積でありますとか、生活と調和した新しいライフスタイルを実現する場の創出というものを進めていくということで、既存の都市地域とは別に、少し違うエリアにおいて新しい都市、農芸都市をつくっていくという、これは都市の中で暮らすのに農山漁村という言い方がご意見としてはあるかと思いますが、そういった新しい魅力ある地域づくりを、中心市街地でないところでも進めていきたい。そういう意向として、都市のところには農芸都市づくりということで記載させていただいております。

【委員】 最後、確認したいと思います。私としては、それぞれ市や町で特徴を持った地域づくりをやっていくべきだという考えがあるものですから、このガーデンシティづ

くりを推進するというのは、地元の市や町の意向を拘束する、束縛するようなことはないという解釈でいいのかどうか、確認したいと思います。

【事務局】 先ほどの前段の部分も含めてもう一回ご説明いたします。将来に向け持続的成長を確保する県土利用ということで、都市的土地利用、これは個別の工業的な土地利用だとか、あるいは、商業的な土地利用だとか住宅という、それぞれの土地利用の姿をここでは言っています。ですので、インター周辺では新しい産業集積、これは工業用地のようなものを生み出します。あるいは、新しいライフスタイルの実現を開発する魅力ある地域づくり、これは住宅系の土地利用というものをやりますけれども、今後の土地利用のことをここでは書いています。

一方、地域類型の都市のほうは、都市という空間全体を捉えていますので、その中にはさまざまな土地利用が実は入っています。都市的土地利用もあれば、農林業的土地利用があったり、あるいは、森林があったりします。そういう複合的な土地利用がされている都市空間というふうにまずご理解をいただいて、その上でインター周辺で農芸都市をつくりますというのは、実は、インター周辺は、特に新東名を意識していたものですから、周辺の農山漁村というのは農山村地域です。これは「内陸のフロンティア」を拓く取組でもはっきり申し上げていますが、もともと自然に恵まれた地域なので、この地域では乱開発はしない。必ず都市的な土地利用の転換をしたときには、周辺の自然だとか、あるいは、地域が持つ文化、資源、そういうものを大事にしながら、今までにない都市づくり、地域づくりをしていきたいと思います。それをガーデンシティ、農芸都市という言葉にしているわけです。ですので、農芸都市をつくれというふうに強要するつもりはございませんが、ただ、もともと豊かな自然に囲まれた地域にあっては、その周辺の自然との調和だとか、あるいは、その地域固有の地域資源を大事にした都市的な開発をしていただきたい、こういう意味合いを込めて農芸都市と言っていますので、その点は、実際に素案をつくるときに少し丁寧に書いて、それぞれの市町の皆さんが取り組むものを拘束するつもりはございません。それぞれの知恵を出していただいて、個性のある町をつくっていただくということが本旨ですので、そのところは誤解のないように、素案にしっかりと書き込みたいと思います。

【委員】 そのところがすごく大事だと思うんですね。私も全然、景観を阻害するような開発をしたほうがいいなんて思っているわけではなく言っているんですが、今、お話ししてくれたように、インター周辺のことのお話が出てくると、新東名を勝手にイメージ

されますね。私が言いたいのは、現東名のほうでも新しいインターチェンジができてきて、インターチェンジができるということは、今までそこで乗り降りができなかったものから、開発が基本的にはされていないところがあるわけですね。そういったところも、「インターチェンジ周辺」というところに含まれているわけですから、勝手に新東名のことばかりをイメージしてこういうことを書かれるというのは、地域によってはやりにくくなる可能性が心配されたものですから、あえて指摘をさせていただきました。

再度要望だけ言って終わりにしたいと思いますが、今、言ったように、地元の市や町でもこれからいろいろな構想を作っていくことがあると思います。そういったところが、こういう国土利用計画ができたことによって、自分たちの思い描いているまちづくりがしにくくなるということがないように、今後のいろいろ細かいところを詰めていくときには、そういったところの配慮をぜひお願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。私は今、委員の言った地域類型別のときに、こういうふうに書いてしまうと、それは説明すればそれにとらわれないよと言うけれども、このとおり読むと、では、何々づくりを推進と書いてあるので、やっぱりとられるように読むのが普通ですよ。だから、このところをもう少し、何とか弾力性のある書き方を、「こういうことが望ましいかもしれない」というようなことを含めて、もっと弾力性のある表現にされたほうがいいかもしれないですね。

ほかに、どうぞ。

【委員】 まとめて質問してよろしいでしょうか。

まず1点目ですが、規模の目標というところなんですけれども、今回はこちらのほうは、数値のほうが空欄で出されておりますけれども、これから小さい数字まで詰めていかれると思いますけれども、例えば、「宅地」ですとか「住宅地」、「工業用地」、これが今後拡大していく目標をつくるのか、現状維持なのか減らすのかですとか、例えば、「道路」のところもそうなんですけれども、これから拡大していくのか減らしていくのか、非常に大事な問題だと思いますので、今のところの方針というものをご説明いただくとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目の質問です。骨子（案）の概要ですけれども、利用区分別の県土利用の基本方向の中で「住宅地」です。「自然と生活が調和する豊かな暮らし空間の形成に必要な新たな用地の確保」というものがあるんですけれども、私の地元でも、自然と生活が調和する地域、市街化調整区域の場所があつて、そこに新たな用地を確保というのは結構難しいかなとい

う見解なんですけれども、具体的にどういうふうにして用地を確保していくイメージなのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

3点目になります。骨子（案）の概要というところの、先ほど塚本委員がおっしゃったインターチェンジのところです。将来に向け持続的成長を確保する県土利用（都市の利便性と生活の質を高める都市的土地利用の促進）のところなんですけれども、基本的には、先ほど現東名のインターチェンジも含まれるんですよというお話があったかと思うんですけれども、私は、東名などのいわゆる高規格の幹線道路に限らず、普通の幹線道路でもまだ開発されていないところというのは結構ありまして、例えば、具体的な例で申し上げますと、私の地元で国道301号線という道路が通っているんですけれども、こんなところにお店を建てたらすごいお金が儲かりそうなのにというところも市街化調整区域だったりするものですから、高規格幹線道路だけではなくて、幹線道路の、例えば、具体的に申し上げれば、市街化区域と隣接するような市街化調整区域等々は開発していったほうがいいと思いますので、「幹線道路」という文言も入れていただくと、よりよいのかなと思いますので、以上3点目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】 では、お願いします。

【事務局】 1つ目の規模の目標についてですが、これについては、現状として、方針がどう変わるのか、増えるのか減るのかという話ですが、これについては、本日のご意見を踏まえた中で、その措置等については検討していくこととしております。例えば、これまでの数値の変化のトレンド的なものを参考に、これからどれだけ道路、宅地の開発予定があるかということを加味した中で推計を捉えていくこととなりますので、現状として、そこが増えていくのか、減っていくのかというところについては、全体として、個別として具体的な方針としては県としては持っておりません。今後それを算定して次回の素案のときにお示しをしたいと考えております。

2番目の「豊かな暮らし空間の形成」ということで、土地利用ができるのかというお話だと思っんですけれども、「豊かな暮らし空間の形成」ということは、1つ、地域資源を活用した「内陸のフロンティア」を拓く取組と考えているわけなんですけれども、これにつきましては、当然、個別の規制法、農振の除外でありますとか、都市計画での決定等の法律の運用の中できちんとしていくべきものだと考えております。

あと、3つ目の持続的成長のところについての概要のところ、幹線道路という言い方を含めたほうがいいのではないかというお話もあったかと思っんですけれども、概要版につ

きまして、新東名のインター周辺地域等ということで書かせていただいておりますが、骨子案のほうにおきましては、新東名に限らずということで、それについては考えさせていただいているところでございます。当然、これについても乱開発していいというものではございませんので、その地域に応じた土地利用について、しっかりと検討した上で進めていくことが必要であると考えてございます。

【委員】 2点要望させていただきます。

まず1点目の質問の、「道路」、「宅地」の方針の件なんですけれども、静岡県は人口減少対策が急務の課題とされていますので、やはり人口減少対策を進めていかなければならない段階なのに、「宅地」とか「工業用地」、「道路」が減少というのはちょっと違和感を覚えますので、人口減少対策を打っていくんだという意味では、やはり「宅地」にしても、「道路」にしても、これから拡張していくんだというような方針は示していただいたほうがいいかなと思います。またぜひご検討していただければと思います。これは要望とさせていただきます。

あと、ロードサイドのところなんですけれども、当然、例えば、すごくきれいな水田を通っている幹線道路のところにお店なんかができたら、完全に景観を崩しますのでおかしな話だと思うんですけれども、誰が見てもここはお店を出したほうがいいんじゃないかというような幹線道路に関しましては、やはり市街化調整区域から市街化への転入というのは簡略化したほうがいいと思いますので、そこはぜひ念頭に置いていただいて、文面に盛り込んでいただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

【会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

【委員】 それでは、いくつか質問と意見を言わせてもらいます。

まず、最初から話が出ていましたが、変化点管理は非常に大事だと思っております、今日挙げてもらっている変化点は的を射ていると思います。例えば、最初の人口減少のところで申しますと、骨子（案）を少し拝見しましたけれども、空き家をどうするかとか、里山を維持していくためにどうしたらいいとか、おおむね骨子に入っているのでもいいのかなと思っております。

次の自然災害のところですが、南海トラフの巨大地震対策なんかは、おおむねいい方向で書いてあるだろうと思うんですけれども、やはりこれまでかなりリスクがあるところに

土地開発をやってきたということに対しては、これからどうしていくのかというのを明確に出したほうがいいのかなどという気はしています。

それからもう一つ、豪雨対策もこれから非常に大事になっていくだろうと思っていて、そういった意味では、豪雨対策は河川対策と土地利用だけじゃなくて、地下の利用というのが大事になっています。貯留施設なんかは地下に作るわけでありますので、どういう土地の地下を使ってやるのかというのも、私は視野に入れて防災というのはやっていくべきじゃないかと思っておりますので、そのことも指摘をしておきたいと思います。

それから、その次の国際化なんですけれども、グローバル化により東南アジアや海外との企業の競争が激しくなっておりまして、これまでの企業誘致とは違ったことを静岡県としてはこれからやっていく必要があるのかなと思っています。そういった意味では、生産工場を誘致するために、これまでは工業団地を造ってきたんですけれども、業種によりまして、生産工場が東南アジアに移転する中で、静岡県は技術者がたくさんいますから、これからはむしろ研究開発施設を誘致していくんだと、そういったことを生かした土地利用なんかを少し考えていく必要もあるんじゃないかなと。従来型の工業団地の造成から、少し違った土地利用ということに切り替える必要があるんじゃないかなということを考えています。

それから、書いていないことを1つお話ししたいと思うんですが、ここ数年、それからこれから先の大きな変化というと、IT化だと思っています。国の国土利用計画にもIT化の話が一言も触れていなかったと思ったんですけれども、例えば、今、私が申した企業の誘致も、ITのネットワークによって、これから随分変わってくると思うんです。SOHOなどによって働き方も変わっていくと思う。それによって、工場を造るのか、それともうちで働けるようなことになるのかということもあると思うので、そのあたりも少し考える必要があるんじゃないかと思っています。

さらにもっと言うと、例えば、農業につきましても、これから植物工場なんていうのが可能性として出てくるわけで、農地を増やせばいいのかということ、そうでもなくなってくると思うんですね。従来の利用区分では分けられないようなことも出てくるのではないかと考えていますので、そこらあたりも次期の計画には、私は考慮すべきではないかと思っています。

あと3つほど。ガーデンシティなんですけれども、これは私、今の東京一極集中に対しては、静岡県としておもしろい考えだと思うんです。でも、それによってコンパクトシテ

ィと整合がとれなくなっちゃうと、これまた困ってくると思いますので、そのところは、何らかの考え方を持っておく必要があるのではないかとということもございます。

あと2つですかね、広域連携のことも書いてありました。これは非常に重要だと思っておりまして、県境を超えた広域連携というのも必要なんだろうと思っています。例えば、河川ではこれまで安全管理というのを中心に行政は規制をかけたたりいろんなことをやってきましたが、今、国土交通省も利用の方向に少しかじを切っていると思います。「ミズベリング」なんていう取組が始まっていますが、これを見ていると、例えば富士川で、山梨県側では「ミズベリング」、河川を生かそうというのをやっているんですが、静岡県側ではやられていないというのがあります。この河川を生かすというの、安全管理だけでなく、利用する、生活に生かす、これを広域連携でやると、富士山だけに限らず、いろんなそういうことができるのかなと思っていますので、そういう視点も持つべきじゃないかなと思っています。

最後になりますが、先ほど委員が言ったのと、少し違った意見なんですけれども、人口減少対策を打っていくというのが必要な視点だと思っていますけれども、既存ストックを生かすというのが、私はまず第一なんだろうと思っています。例えば、最近見た事例で申しましても、県営住宅の既存ストック、これも徐々に縮小傾向にあります。そうすると、団地を壊してそこに公園施設を整備するとか、そういうことがこれからは出てくると思いますので、とにかくまず第一に、新しいところを開発するというよりは既存ストックを生かす。道路についても効果的な道路の建設をやっていかないと、これからは維持ができなくなってくるんじゃないかなと思っていますので、そういったところを少し指摘をしておきたいと思います。

ちょっとバタバタと申し上げましたけれども、お答えいただけるものがあれば何かご意見をいただければと思いますが、全てにお答えいただく必要はないということで、よろしくをお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。防災・減災の関係のところ、リスクのあるところの土地の開発というお話がございましたけれども、これについては、現在、そういったところから誘導とか、危険にならないように施策として誘導していくようなことが取組として必要になる、災害警戒区域の指定でありますとか、そういったこと取組もされておりますので、そういった点については、やはり盛り込んでいくべきだろうというふうには考えております。

また豪雨対策について地下の利用というお話もございましたが、そういった視点についても、やはり土地利用の観点としては必要があるだろうと考えております。

国際化による企業誘致の話ですけれども、これは形態がございましたので、当然、工業用地の中で産業構造の変化でありますとか、工業立地の動向等を踏まえてということになるかと思えますし、当然、今、現状として、工業用地で低・未利用化されているというのは、そういったストックがあるということも、県のホームページの中でもご紹介しているところでありますけれども、それにつきましても、同じように、それぞれの産業構造の変化を踏まえた中での工業団地の誘致ということを考えていくべきだろうとは考えております。

植物工場について、植物工場は農地の扱いになるのか、工業用地の扱いになるのかというところが考えていかなければならないと思えますけれども、その農地は農地として、当然、多面的機能の確保といった観点もございましたので、そういったところを踏まえた中で、また、ご意見も踏まえながら記載をしていきたいと思っております。

ガーデンシティの関係につきましては、コンパクトシティとの整合というお話もありましたけれども、市街地につきましては、都市のコンパクト化とネットワークということで言われておまして、そういった取組については、人口減少していく中で施設を確実に利用していく、スペースとして活用していくとか、いろいろな利用の仕方がありますけれども、そういったものについては、既存の市街地の中では必要となると考えております。

その一方で、静岡県として新たな新東名という武器ができた中で、インターチェンジ周辺における新たな魅力ある地域づくりというものを、また、市街地とは違う視点で進めていくことによって、本県の成長力も確保していきたいという点については、両方を踏まえる中で進めていきたいと思っております。

あと、そういった点につきましては、先ほどの既存のストックを生かす団地の整備についても、同じように盛り込んでいきたいと思っております。

また、広域連携につきましても、委員のご意見を踏まえた中で、詳細なところをもう少しアイデアを入れたものを記載していきたいと考えます。

【委員】 全て答えてもらいましてありがとうございます。骨子なので、これから先に文章を作り込んでいくんだと思うんですけれども、県民にとって全体最適になるような、特に、部分部分は非常にいいアイデアを出していると思うんですけれども、全部合わせてみたら、頭をひねっちゃうようなところも時々出てきたりしますので、全体最適を特に忘

れずに作り込んでいただきたいなど、それを最後に要望して終わります。

【会長】 ありがとうございます。私は今、委員がおっしゃった中で、ITを、県土利用ということなのでITという発想はないかもしれないけど、でも、今から10年先で、静岡県の人たちが飯を食っていくのに何で飯を食っていくのよという話になると、IT抜きでは飯が食えないと思いますので、国の計画にないかもしれないけども、やっぱり私たちはそのところを何か工夫をして、やっぱりこれからの県土利用の中にITをこういうふうに活用して、県土を利用していくんだよと。それによって静岡県民、飯を食っていくぞというのを、どこかにこれは相当強く打ち出させていただいていいと僕は思いますね。また皆さん方のご意見、いろいろあるのかもしれませんが、私はそう思いました。

どうぞ。次にどなたか。

【委員】 今、意見を聞いていて思ったのですが、国土利用に関しては、各市町も国土利用計画を作っていく中で、静岡県の役割というのは、そういった中で何なのか。全体の方針を決めて、それぞれの市町がしっかり自分のまちづくりとしてどう土地利用していくのかというのを決めるのは前提ですが、得てすると、住んでいる人たちと近過ぎて、その要望を聞き過ぎて大局を見失うということって多々あるやもしれない。そうしたときに、静岡県があることによって、改善されることがある。今は満たされるかもしれないけど、10年、20年たつと、行ったことが負荷になっていくような案件の足止めを気がつかせるといっても静岡県の役割という部分ではないのでしょうか。

そうした中で、ちゃんと静岡県の県土をどういう方針で、今回、景観ということも随分出ていますから、景観というのが出たということは、それだけインバウンド、または観光という大きな産業を柱にしていくことだと思います、素材はたくさんある。だけど、意外と今までその素材を若干ざらっとつくり込んでしまったという反省がある中で、景観という視点が出てきたところだから、いろいろ法的な整備とか、それから、住んでいる人たちの意識改革とかを考えていくというような方向もある。また、市町の人たちにとって、いろいろ言うべきことが出てくるのかなというふうに思っています。

そういう意味で、今回どこまで書き込めるかというところがありますが、県としてはこうあるべきだろうと。それを市町によって違った形にしていきたいというのであれば、違う方法によってこういうふう解釈できる。その市町自身の全体のストーリーというか、発展のためのイメージがあるならば譲歩するみたいなところの、今、感覚で言っていますから、どこということではないんですが、そういう中でのストッパーというか、ある意味、

100年後をちゃんと見ているというところが県の一つの大きな役割なので、ここの土地利用、10年という期間なんですけど、もうちょっと先の部分も含めて考えるべきだと思います。

新しい仕組みづくりをどう作っていくかということは重要です。防災・減災ということもありましたけれども、東北の震災のときには津波でワッとやられてしまって、じゃあ、内陸部に移って云々ということなんですけど、熊本の震災を見ると、震度6というああいいう地震が何度も何度もやってくるということは、建物も、それから、人間が造った建造物がほとんどやられちゃうということの事例がある。新東名がそういう意味での主要な軸になっているけれども、例えば、富士川の断層のところには80メートルの橋脚に、震度6が7、8回来たら折れちゃうかもしれないな、なんていうのを思いながら見ていたりすると、今までと違う視点を私たち人間が持たないといけな。まだその答えは出ていないが、そういうのを少し、土地利用というところも含めて考えていく時期に来て、この10年は、ここで書くというよりは、そういうことも考慮していく、新しい仕組みを作るといようなニュアンスを入れてほしい。

森林を開発して何かをやる。でも、そこが調子よくずっと、そこで運営していただければいいけれども、つぶれちゃった場合に業者さんをどう再生するのか。基本的に、開発行為という法律があって、ちゃんと廃業した場合は元に戻しなさいねということはあるけれども、主体がいなくなっちゃった場合は、やっぱり行政が持たなきゃいけないというのもおかしな話。これからの時代、どういうことがおこるか分からない時代なので、そこでデポジットじゃないですが、少し開発するということに対して、静岡県の県土を変更する場合、何らかの積み立てなり、もともとなければお返しするなり、新しい仕組みをつくり、何かが起こったときにはそのお金、保険みたいなものかもしれませんけれども、そのお金で元に戻していくことがあればいい。先の震災をみると、防災・減災も必要ですが、より早い復興をするための新しい仕組みが必要だと思います。土地利用の中で、岩手とか宮城とかを見ていると、津波でやられたところを区画整理事業でやっているところもあれば、地区計画で開発しているところもあって、その方針を決めるのにものすごく時間がかかってしまったというような事例も聞きますと、静岡県は絶対来るという中で、震災が起こった後、どこよりも早く復興するために、ある意味、決めておかなきゃいけないことを最初から決めておくとか、そういうのを方針に出して、各市町でどういう手法で復興するのが一番市民にとっていいのかなどということ、震災が来る前に話をするのはなかなかつらいのか

もしもかもしれませんが、そういうことも含めて考えていくという新しい仕組みづくりみたいなものというのが入ってくると理想的だなと思いました。

【会長】 どうですか。

【事務局】 参考にさせていただきたいと思います。

【会長】 ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

【委員】 実際にこの計画をもとにして県が何かをするわけじゃないですよね。実際に土地を活用したりするのは、その地域にいる企業だったり、市町だったり、NPOだったりという方たちがこうしたいんです、ああしたいんですというふうになると思うんですけど、じゃあ、国土利用計画を作ったら、それをどう使うのかというのがどうしてもわからなくて。条例ではないから、計画とおりにやってないじゃないかという罰則があるわけじゃないですし。

なぜかという、現行の第四次計画の中に中山間地域の耕作放棄地を何とかしようよということを書いてくれてあるんですけど、実際、それを会社として小さな耕作地を全部集めて一つの会社の持ち物として、法人の形でやろうという意思ある方が出てきたんですけども、いろんなハードルに阻まれて結局できなかったということがあったので、せっかくこんないい計画があったのにどうしてできなかったんだろうかというのがよく分からなくて、これを作ったら、それが実際の実務にどういうふうに落とし込まれていくのか教えていただきたい。

【事務局】 国土利用計画については、県土利用の将来像としてどういう県土利用を図るべきかという全体的な理念的なもの、指針的なものとして計画としては策定をしているところでございます。

当然、国の計画があって、それを踏まえて県の計画ということになるんですけども、県の計画を作ることによって、実際に具体的な土地利用が行われる市町のレベルにおいて、この土地利用、個別の規定法の中で土地が転用されたりということがなされていくわけですが、そういった市町での国土利用を考えるときに、1つ、県としての考え方を示しすることによって、市町においても、同じような「農地」であるとか「森林」であるとか、「住宅地」、「工業用地」の関係の土地利用について、ぜひそれを基本として、土地利用の方向としては基本としていただきたいという趣旨においてお示しをするということ。

もう一つは、土地利用の基本計画ということで、土地については、農業地域でありますとか、都市地域でありますとか、森林地域でありますとかという、一つの土地に対して、

いつも地域区分の変更ということでご審議をいただいておりますけれども、そういう幾つか重複の網かけがなされております。その地域のたくさんの土地利用の形態がある中で、その土地利用について、どういう土地利用を図っていくのがいいのかということを考える上で、この地域においては、例えば、インターチェンジができたことによって、そこは新たな土地利用が考えられるときに、例えば、今までは農業利用がなされてきたけれども、今後の土地利用として見たときに、ここを農業地域として同じように保全管理していくことがいいのか、新たな土地利用を考えていくほうがいいのか、そういった考え方、基本となるものとして、どういう土地利用を考えたらいいだろうかということをご参考にする、土地利用の色区分を受けるときの手本、考え方のイメージを持っていただくということで、この計画については、県全体としての土地利用の基本的なスタンスを示すという意味合いを持っている計画であると考えています。

【会長】 何となく私、よく理解できないんですけどね、理念的な計画なんですよってということで、じゃあ、この理念に基づいてそれぞれの市町で計画をつくって、その市町でつくる計画も理念的な計画なんですよというのか。となると、土地利用というのは、国もそう、県もそう、市町も全部理念的な計画で、これ以外のものは個別の規制に従っていく。これも含めて、規制に従っていくんですよというものなんですかね。

例えば、一つの例で申しますと、この計画が法律でやれって決まっているけれども、なかったらどうなるんですか。極端な話、静岡県で県土地利用計画がなかったらどうなるんですか。私たちが生活する上で困るんですか。

【事務局】 土地利用を実際にコントロールしているのは、皆さんの生活の中では、都市計画法とか農地法だとか農振法だとか、それぞれ個別の法律がコントロールしています。国土利用計画は、全体の土地利用をどういう方向でやっていくんだという道しるべを示しています。それを受けまして、具体的に、じゃあ、例えば土地利用転換をする必要がありますよねという事態が起きたときに、どういう調整のルールでやりましょうかというのが、土地利用基本計画というものです。これは毎年、この場で委員の皆さんに審議をいただいております。県の土地利用基本計画の区分をどう変えていくのかということをご審議いただいておりますけれども、そのところで、県土地利用基本計画が国土利用計画の理念、方針を受けて、土地利用の調整はこういう形でやりましょう、あるいは、優先すべき土地利用が競合した場合には、こういうケースではこの土地利用を優先しましょうというルールが定められ、それに従って、直接皆さんの生活にかかわる個別法が土地利用の運用を

規制するという格好になります。

それで、なければどうなるのか。実は、国土利用計画は法定で義務付けがされていません。計画は任意なんです、47都道府県全部作っています。ただし、その下の土地利用基本計画は作らなければいけないというものです。もし国土利用計画を作らなければ、これは場合によっては、市町村の皆さんのところでやられていますけれども、総合計画の中に吸収をしたりする例もあります。ただ、私が申し上げたとおり、県の場合には、土地利用基本計画が必置になっていまして、もし国土利用計画がなければ、静岡県の土地利用の基本的な方向はこうします、今、ご審議いただいている国土利用計画の内容を土地利用基本計画の中に書き込む格好で、しっかりとした将来、10年後を見据えた土地利用はこういう方向でやるんだという方向性を示す極めて重要なものになりますので、こここのところの国土利用計画が、例えば、積極的に地域開発のためにこういう土地利用を通じながらやっていくんだという色合いになるのか、もう静岡県の豊かな自然を徹底的に守って、開発はもう抑制すべきであるという方向になるのか、この方向一つによって、今後、皆さんの生活にかかわる個別法の運用の仕方、あるいは、色の塗り方、こここのところは農地にしますとか、ここは農振とか、それが直接コントロールされていく。そのための大きなもの、日本の法律の体系でいうと、憲法と個別の法律があるような格好で、その重要な心臓部分になる、そういう重要なものであります。

ただ、それが直接生活にかかわってくるのかというと、これはそれぞれの個別の法制度、法律を使って、それが直接皆さんの生活にかかわりますけれども、それをコントロールする重要なものだというふうにご理解いただけるとありがたいです。

【会長】 いかがですか。

【委員】 わかったような、わからないような。

【会長】 理念なんだよね、結局。理念だから、ここに書いてあるので、それがつまり、僕の中の前の環境をということじゃなくて、僕の中の前の環境は環境でまた別の個別の法律もあります。だから、個別の法律はどっちの方向に動くのかというのを、この理念の中で決めてありますよという、こういう意味でしょ。

【事務局】 そうです。

【委員】 例えば、反抗的な市長さんとかが1人いらしたとして、県はこんなこと言ってるけど、そんな場合じゃないんだよ。今、もっと都市計画を進めなきゃと思ったとしても、個別の法律があるので、その範囲でしか結局は動けないし、県のほうでも道路を造

るとき特別に計って、原野だったり山林だったりを道路にしてくれるわけじゃないですか。そういうのに応えなければいいということですよ。

【事務局】 極端なことを言うとそうです。

【委員】 極端なそういう地域が出てきても、それは抑えられるよと。

【事務局】 これは、法律のほうでしっかりと、例えば、個別の土地利用計画、今のよ
うな具体的な事例があったときには、土地利用基本計画に即して、それに従ってやりな
さいというのが法律のルールになっていますので、そういう意味で、コントロールされる
ということです。無茶をやろうとしてもコントロールされる、そのところは厳しい話にな
る、こういう格好です。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかにどうですか。

【委員】 県民のための、県民による、県民の県土の土地利用に関するものなので、県外
からの視点というのはあんまり考えなくてもいいのかなというのが、ちょっとモヤモヤし
て聞いておりました。というのも、他者から見た県土とか、県土利用の基本方針の3つ目
に「憧れを呼ぶ美しく品格のある」というのがあるんですが、要するに、憧れてもらえる
ような、世界中から美しいと思ってもらえるようなという視点でおそらくこの計画、県土
利用も作られていると思うんですが、そこを具体的にどうやって読み取ったらいいのかな
というのがちょっとわからないままにきています。ただ、視点としてというか、方針とし
て「憧れを呼ぶ美しく品格のある県土利用」というものも、それから、おそらく訪問した
方々が快適に過ごせるような土地利用というような解釈をすればいいのかなと、すごく超
越した読解のもと勝手に解釈しておりましたが、ちょっと確認できればと思います。

【事務局】 まさにおっしゃるとおりです。実は今、委員がおっしゃった気持ちを込め
た文章が「人口減少社会における新しい県土管理の方策」のところの「多様な主体による
県土管理の促進」に書いております。この文章を見ると、「県民や企業等の多様な主体が県
土に関心を持ち、管理の一端を担う国民参加による県土管理の推進」と、あえて書いたん
です。普通は、県民の皆さんに参画をいただいて、県民参加による県土管理というのが当
たり前だと思ったんですが、今、委員がおっしゃったとおり、静岡県民のみならず、まさ
に全国の皆さん、場合によっては海外の皆さんにも静岡県に来ていただいて、理解して
いただいて、なるほどこれほど美しい県土であれば、我々もそれを維持する仲間として加わ
りたいと思われるような、本当に憧れるような県土を作っていきたいという気持ちを込め

て、「国民参加による県土管理」ということを書かせていただきました。ここの部分を本文にするときには、委員からいただいた意見を踏まえて、この気持ちがしっかりと伝わるように、また、静岡県の戦略として本当に憧れを皆さんに抱いていただいて、多くの人が訪れ、関心をされるような県土を作っていきたいということをぜひ明らかにしていきたいと思えます。

【会長】 ほかにいかがですか。

ないようでございますので、僕は、さっきのIT、10年たったら絶対ITの時代になっている。それを何か県土利用ということで、具体的にはよく分からないけれども、できないかなど。それと、今言った多様な主体による県土管理の促進という言葉で、県土管理するのに県民、国民も皆、参加してくださいよと言うけれども、一番大切なのは県土の規制というか、県土について各種規制の権限をどこが持っていますかという、県土の場合は総じて県が持つというのが多いです。そういうものを突破するために、極端なことを言ったら、規制を突破するために、この計画のもとで、いわゆる管理と規制を民間がやる。県が持っている土地とか公共が持っている土地に比べて民間の土地のほうが圧倒的に多いわけです。多くの土地を持っている人たちの代表者がその土地の規制について議論をしなくて、それを管理していくというか、公共が土地の規制をするというのは、じゃあ、ある部分をうちの県が、うち破ってやろうとかっていうことがこの中に入っていると、それはなかなかよい。例えば、極端なことで、規制についての何かきちんとした民間の人たちの代表による審査委員会みたいなものをきちんとつくるとかという形でいいと思えますけれども、せっきく新しい10年先のものを作るんだったら、何か仕組みの問題で一つ、それから、対象の問題で一つ、両面に10年先を見た何か新しい目をこの中に持っていただけるとうれいなというのが私の意見です。そういう気がいたしました。

それでは、ありがとうございました。以上で骨子（案）について終了いたします。

【司会】 ありがとうございました。

それでは、審議会を閉会するに当たりまして、政策企画部長より一言お礼を申し上げます。

【部長】 委員の皆様方におかれましては、今回の骨子（案）について、非常によい意見をいただいたというふうに思っております。また、会長におかれましては、皆様方の意見を吸い上げていただきまして、誠にありがとうございます。

今ちようどご議論いただいたように、この国土利用については、もしかすると非常に分

かりにくい、県民の方にも分かりにくいのかもかもしれません。実は、この10年計画の先の国土利用計画の全体になるのは、これは県においても、市町においても、おそらく総合計画でありますとか、国全体から行います、人口減少に伴います地方創生とか、そういった事業形態が実はございまして、そちらのほうが非常にわかりやすい事業として皆様方に直接触れられるのではないかと思います。実は、その根底に、どうやって土地利用をするか。なぜかといいますと、実際にそれらを楽しむ事業を振興するには、もちろん、そのエリアに来る県民なら県民が住んでいる県民振興、それから、先ほど委員が唱えましたよそこから観光で来られるとか、来られる方も含めて、その事業として一体何が最適で、何が最もよろしいのかという、総合計画で非常に見やすい事業があります。事業を実際に運営というか、下支えするためには、国土利用、うちで言うところの県土利用が必要だと。そういうもので書いてきているものですから非常に分かりにくいですが、そういった意味合いで、皆さん方の意見を踏まえて、最も我々が幸福になる県政を運営する、市政を運営する、町政を運営する、もしくは、訪れる方が最も満足するようなエリアをどうしたらいいかという、事業の根底に実は県土の利用があるという視点で、我々は皆様方の意見を受け入れながら、その計画を練り直して次回の審議会にまたお諮りをしてご議論いただきたいと思っております。

私の意見もうまく伝えられるかどうか分かりませんが、そういった意味合いで、もう一度、県土のありようにつきまして、我々も皆様方も一緒になってこれから静岡県がどうしていったらいいのかというご議論をいただきたいと思っております。

以上でございます。挨拶を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

【会長】 ありがとうございました。

【司会】 以上をもちまして、平成28年度第1回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —